

奈良市公報

第 2 0 0 号

平成 17 年 9 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 総 務 課 長
印刷所 株式会社 京阪工技社

目 次

告 示

○ 予防接種の実施の一部改正	1
○ 市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集	1
○ 一般競争入札の実施	1
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	2
○ 結核指定医療機関の指定辞退	3
○ 結核指定医療機関の指定	3
○ 放置自転車等の保管	3
○ 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	4
○ 生活保護法の規定による医療機関の指定	4
○ 開発行為に関する工事の完了 (2 件)	4
○ 住居番号の設定	5
○ 住居番号の変更	5
○ 放置自転車等の保管	5
○ 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	5
○ 生活保護法の規定による施術者の指定	5
○ 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定 (2 件)	5
○ 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	6
○ 放置自転車等の保管 (3 件)	7
○ 結核指定医療機関の指定辞退	7
○ 開発行為に関する工事の完了	7
○ 放置自転車等の保管	8
○ 議会臨時会の招集	8
○ 放置自転車等の処分	8
○ 市・県民税納税通知書の公示送達	8
○ 放置自転車等の保管	8
○ 平成 17 年度奈良市一般会計補正予算の要領	8
○ 放置自転車等の保管	9
○ 一般競争入札の実施	9
公 営 企 業	
○ 一般競争入札の実施	10
教 育 委 員 会	
○ 定例教育委員会の開催	11
農 業 委 員 会	
○ 農地部会の招集	11
○ 農政部会の招集	12

告 示

奈良市告示第 463 号

平成 17 年奈良市告示第 217 号 (予防接種の実施) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 8 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略

(平成 17 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 464 号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成 17 年 8 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 17 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 465 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則 (昭和 40 年奈良市規則第 43 号) 第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 8 月 1 日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事 (公 2) 秋篠町地内ほか 18 件 (各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分 (奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。) 又は建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) の規定による経営事項審査 (以下 「 経営事項審査 」 という。) の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成 17年 8月 4日までは入札控室、同月 5日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 8月 4日まで（奈良市の休日を含める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成 17年 8月 10日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接財務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 8月 5日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

（平成 17年 8月 1日掲示済）

奈良市告示第 466号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33年法律第 79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17年 8月 1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 8月 1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 17年 8月 15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園中五丁目、学園中一丁目、西登美ヶ丘六丁目、押熊町、菅原町、西ノ京町、五条西一丁目、六条二丁目、法蓮町、法華寺町、古市町、神殿町及び今市町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
三碓幹線 - 40	奈良市学園中五丁目 707- 9	奈良市学園中五丁目 707- 1
三碓幹線 - 41	奈良市学園中五丁目 707- 83	奈良市学園中五丁目 707- 44
杣川幹線 - 29	奈良市学園中一丁目 1542- 177	奈良市学園中一丁目 1542- 177
大洲池幹線 - 131	奈良市西登美ヶ丘六丁目 1980- 1169	奈良市西登美ヶ丘六丁目 4224- 1
東登美ヶ丘幹線 - 28	奈良市押熊町 1586- 6	奈良市押熊町 1568- 2
中登美ヶ丘幹線 - 24	奈良市押熊町 2332	奈良市押熊町 2354- 1
中登美ヶ丘幹線 - 25	奈良市押熊町 2329	奈良市押熊町 2354- 1
中登美ヶ丘幹線 - 26	奈良市押熊町 2354- 1	奈良市押熊町 2354- 1
中登美ヶ丘幹線 - 27	奈良市押熊町 2123	奈良市押熊町 2123
青野幹線 - 24	奈良市菅原町 223- 2	奈良市菅原町 226- 18
青野幹線 - 25	奈良市菅原町 225- 11	奈良市菅原町 219- 2
青野幹線 - 26	奈良市菅原町 215- 1 - 2	奈良市菅原町 216- 1
西ノ京幹線 - 27	奈良市西ノ京町 174	奈良市六条町 273- 1
西ノ京幹線 - 28	奈良市西ノ京町 174	奈良市西ノ京町 174
西ノ京幹線 - 29	奈良市西ノ京町 174	奈良市西ノ京町 174
五条幹線 - 193	奈良市五条西一丁目 1202- 444	奈良市五条西一丁目 1202- 457
六条第 2 幹線 - 109	奈良市六条二丁目 1133- 3	奈良市六条二丁目 1133- 3
法蓮幹線 - 27	奈良市法蓮町 688- 3	奈良市法蓮町 688- 3
都跡幹線 - 255	奈良市法華寺町 1241- 2	奈良市法華寺町 1242
都跡幹線 - 256	奈良市法華寺町 1242	奈良市法華寺町 1242
都跡幹線 - 257	奈良市法華寺町 1259	奈良市法華寺町 1256- 1
都跡幹線 - 258	奈良市法華寺町 1223	奈良市法華寺町 1219
横井幹線 - 148	奈良市古市町 557- 1	奈良市古市町 520- 8
明治幹線 - 217	奈良市神殿町 463- 1	奈良市神殿町 463- 4
今市幹線 - 49	奈良市今市町 385- 13	奈良市今市町 385- 7

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 17 年 8 月 1 日揭示済)

奈良市告示第 467 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	辞退年月日
石崎内科天満診療所	奈良市高畑町 1073 中 尾ビル 102	平成 17 年 7 月 31 日
石崎内科医院	奈良市高畑町 1116	平成 17 年 7 月 31 日

(平成 17 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 468 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
石崎内科天満診療所	奈良市高畑町 1073 中 尾ビル 102	平成 17 年 8 月 1 日

(平成 17 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 469 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

- 2 移動年月日
平成 17年 8月 2日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）第 1条第 1項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から 14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 8月 2日揭示済)

奈良市告示第 470号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 50条の 2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 8月 2日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
永田眼科学園前分院	奈良市学園北一丁目 1 - 1 - 403	平成 17年 6月 30日
医療法人松本快生会西奈良中央病院附属第一診療所	奈良市富雄元町二丁目 1 - 22	平成 17年 3月 31日
医療法人竹村内科医院	奈良市小川町 1	平成 17年 7月 10日
石崎内科医院	奈良市高畑町 1116	平成 17年 7月 31日
石崎内科天満診療所	奈良市高畑町 1073中尾ビル 102号	平成 17年 7月 31日

(平成 17年 8月 2日揭示済)

奈良市告示第 471号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 49条の規定に

より医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 8月 2日

奈良市長 藤 原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
バンビ薬局	奈良市船橋町 55- 1	平成 17年 7月 4日
訪問看護ステーションツルハート	奈良市菅原町 387- 1ハイツ池澤 101	平成 17年 7月 15日
医療法人宝山会奈良小南病院	奈良市八条五丁目 437- 8	平成 17年 8月 1日
医療法人竹村内科医院	奈良市椿井町 33	平成 17年 7月 11日
つじうち歯科	奈良市東登美ヶ丘一丁目 4 - 8	平成 17年 8月 1日
石崎内科天満診療所	奈良市高畑町 1073中尾ビル 102号	平成 17年 8月 1日

(平成 17年 8月 2日揭示済)

奈良市告示第 472号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 8月 2日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成 17年 6月 27日 奈良市指令都整開第 05A- 14号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 8月 2日 第 938号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺東町二丁目 55番地の 1 及び 56番地の 2 の各一部
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市橋本町 16番地
株式会社 南都銀行
取締役頭取 西口廣宗
(平成 17年 8月 2日揭示済)

奈良市告示第 473号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 8月 2日

奈良市長 藤 原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成 17年 4月 26日 奈良市指令都整開第 05A- 3号

平成 17 年 7 月 29 日 奈良市指令都整開第 05A- 3 - 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

- (1) 開発行為 平成 17 年 8 月 2 日 第 939 号
(2) 公共施設 平成 17 年 8 月 2 日 第 403 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市富雄元町四丁目 1936 番地の 15、1936 番地の 60、
1936 番地の 61 及び 1936 番地の 62

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府吹田市垂水町三丁目 19 番 25 号
株式会社 飯田ホーム 代表取締役 森 和彦

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市富雄元町四丁目 1936 番地の 15
(平成 17 年 8 月 2 日揭示済)

奈良市告示第 474 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 3 日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 17 年 8 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 475 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条例第 4 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 3 日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成 17 年 8 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 476 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 3 日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 8 月 3 日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 8 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 477 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 8 月 3 日

奈良市長 藤 原 昭

施 術 者		施 術 所		廃 止 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
岩本金悟	奈良市富雄元町三丁目 1 - 13	吉祥寺鍼灸接骨院	奈良市富雄元町三丁目 1 - 13	平成 17 年 7 月 31 日

(平成 17 年 8 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 478 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 8 月 3 日

奈良市長 藤 原 昭

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
大隅嘉文	大和郡山市額田部北町 586 - 6 ギャラリーハウス平端 3 号	吉祥寺鍼灸接骨院	奈良市富雄元町三丁目 1 - 13	平成 17 年 8 月 1 日

(平成 17 年 8 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 479 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55 条の 2 の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 5 日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
あやめヘルパス	奈良市疋田町二丁	訪問介護	株式会社あやめ	大阪府吹田市片山	平成 17 年 8 月 1 日

テーション	目 7 - 30		コーポレーショ ン	町四丁目 42- 10	
バンビ薬局	奈良市船橋町 55- 1	居宅療養管理指 導	有限会社ラビス	奈良市五条西一丁 目 17- 11- B 201号	平成 17年 7月 4日
訪問看護ステーシ ョンツルーハート	奈良市菅原町 387 - 1 ハイツ池澤 101	訪問看護、居宅 介護支援事業	有限会社ツルー ハート	奈良市法蓮町 1934 - 13	平成 17年 7月 15日
合名会社三条メデ ィック	奈良市三条町 472	居宅介護支援事 業	合名会社三条メ ディック	奈良市三条町 472	平成 17年 7月 8日
Open Space 燦	奈良市富雄北三丁 目 1 - 7 グレイス - 103	通所介護	有限会社総合在 宅介護センター きらり	奈良市富雄北三丁 目 1 - 7 グレイス - 106	平成 17年 8月 1日
医療法人宝山会介 護老人保健施設佐 保の里	奈良市八条五丁目 437- 8	通所リハビリテ ーション、短期 入所療養介護、 介護老人保健施 設	医療法人宝山会	岸和田市土生町五 丁目 11- 16	平成 17年 8月 1日
そよ風倶楽部居宅 介護支援事業所	奈良市四条大路三 丁目 3 - 8 - 5	居宅介護支援事 業	有限会社そよ風 倶楽部	奈良市四条大路三 丁目 3 - 8 - 5	平成 17年 7月 15日
フレンド三条大路	奈良市三条大路五 丁目 2 - 61	訪問介護、居宅 介護支援事業	ウェルコンサル 株式会社	奈良市三条大路五 丁目 2 - 61	平成 17年 7月 15日
アイリスケアセン ター奈良	奈良市大宮町二丁 目 1 - 35	居宅介護支援事 業	株式会社ニチイ 学館	東京都千代田区神 田駿河台 2 - 9	平成 17年 7月 19日
フレンド高の原	奈良市朱雀六丁目 2 - 15	認知症対応型共 同生活介護	ウェルコンサル 株式会社	奈良市三条大路五 丁目 2 - 61	平成 17年 7月 25日

(平成 17年 8月 5日 揭示済)

奈良市告示第 480号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 1
項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定によ
り告示します。

平成 17年 8月 5日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		施設又は実施す る事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所 在地		名称	所在地	
たけのこ	奈良市鳥見町二丁 目 19- 2	福祉用具貸与	ていくあい有限 会社	奈良市鳥見町二丁 目 19- 2	平成 17年 7月 25日
デイサービス東九 条ひかり	奈良市東九条町 720- 1	通所介護	有限会社デイサ ービス東九条	奈良市東九条町 720 - 1	平成 17年 7月 1日
メンタルサポート あす香	奈良市神功五丁目 3 - 3	居宅介護支援事 業	有限会社メンタ ル・サポートあ す香	奈良市神功五丁目 3 - 3	平成 17年 7月 28日
朱雀針灸接骨院	奈良市朱雀三丁目 4 - 18	居宅介護支援事 業	有限会社ヒュー マンケアサポート	奈良市朱雀三丁目 4 - 18	平成 17年 8月 2日

(平成 17年 8月 5日 揭示済)

奈良市告示第 481号

生活保護法（昭和 25年法律第 144号）第 54条の 2 第 4
項において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介
護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同
法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 8月 5日

奈良市長 藤 原 昭

指定介護機関		廃止した施設 又は廃止した 事業の種類	廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		
Open Space	奈良市富雄北三	通所介護	平成 17

燦	丁目 1 - 7 グレイス - 103		年 6 月 13 日
フレンド奈良 ステーション	奈良市三条大路 五丁目 2 - 61	居宅介護支援 事業	平成 13 年 12 月 31 日
フレンド奈良 ステーション	奈良市三条大路 五丁目 2 - 61	訪問介護	平成 16 年 3 月 20 日

(平成 17 年 8 月 5 日 掲 示 済)

奈良市告示第 482 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 5 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 8 月 5 日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 8 月 5 日 掲 示 済)

奈良市告示第 483 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 8 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 8 月 8 日
- 3 移動対象区域
ＪＲ奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 8 月 8 日 掲 示 済)

奈良市告示第 484 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 9 日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 8 月 9 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 8 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 485 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の結核指定医療機関がその指定を辞退しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 9 日

奈良市長 藤 原 昭

名 称	所 在 地	辞退年月日
サト薬局	奈良市三条添川町 4 - 1	平成 17 年 6 月 30 日

(平成 17 年 8 月 9 日 掲 示 済)

奈良市告示第 486 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17 年 8 月 10 日

奈良市長 藤 原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成 17 年 4 月 6 日 奈良市指令都整開第 04A- 56 号

平成 17 年 7 月 21 日 奈良市指令都整開第 04A- 56- 1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 17 年 8 月 10 日 第 940 号

(2) 公共施設 平成 17 年 8 月 10 日 第 404 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市あやめ池北三丁目 1094 番地の 4、1094 番地の 6、1096 番地の 4、1105 番地の 1 の一部及び 1105 番地の 6 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県北葛城郡広陵町大字笠 222- 1

株式会社ウエダ

代表取締役 上田 定央

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市あやめ池北三丁目 1094 番地の 4、1105 番地の 1 の一部及び 1105 番地の 6 の一部

(2) 下水道

奈良市あやめ池北三丁目 1105番地の 1 及び 1105番地の 6 の各一部

(平成 17年 8月 10日揭示済)

奈良市告示第 487号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 10日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 8月 10日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 8月 10日揭示済)

奈良市告示第 488号

次に掲げる事件を付議するため、平成 17年 8月 18日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

平成 17年 8月 11日

奈良市長 藤 原 昭

記

- 1 奈良市議会議長の選挙について
- 2 奈良市議会副議長の選挙について
- 3 奈良市議会議会運営委員会の委員の選任について
- 4 奈良市議会常任委員会の委員の選任について
- 5 山辺環境衛生組合議会議員の選挙について
- 6 市長専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 7 助役の選任について
- 8 収入役の選任について
- 9 監査委員の選任について

(平成 17年 8月 11日揭示済)

奈良市告示第 489号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 8月 11日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1

奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成 17年 7月 25日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成 17年 5月 2日、同月 6日、同月 9日から同月 13日まで、同月 17日から同月 20日まで、同月 23日から同月 24日まで、同月 26日及び同月 30日

(平成 17年 8月 11日揭示済)

奈良市告示第 490号

平成 17年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 17年 8月 11日

奈良市長 藤 原 昭

1 この通知書の発送年月日	平成 17年 8月 5日
2 送達を受けるべき者	別 紙 の と お り

別紙省略

(平成 17年 8月 11日揭示済)

奈良市告示第 491号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 8月 11日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 8月 11日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 8月 11日揭示済)

奈良市告示第 492号

平成 17年 8月 12日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 17年 8月 12日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 平成 17年度奈良市一般会計補正予算(第 2 号)
平成 17年度奈良市一般会計補正予算(第 2 号)
平成 17年度奈良市の一般会計補正予算(第 2 号)は、次

に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 120,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ 109,701,900 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		千円 2,661,987	千円 120,000	千円 2,781,987
	3 県 委 託 金	219,756	120,000	339,756
歳 入 合 計		109,581,900	120,000	109,701,900

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 11,736,696	千円 120,000	千円 11,856,696
	5 選 挙 費	371,165	120,000	491,165
歳 出 合 計		109,581,900	120,000	109,701,900

(平成 17 年 8 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 493 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 12 日

奈良市長 藤 原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 17 年 8 月 12 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 8 月 12 日 掲 示 済)

奈良市告示第 494 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

平成 17 年 8 月 12 日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 衆議院小選挙区選出議員選挙（奈良県第一区・奈良県第二区）ポスター掲示

場製作・設置及び撤去業務委託

(2) 委 託 場 所 奈良市内一円

(3) 委 託 期 間 約 30 日間

(4) 委託の概要 ポスター掲示場製作・設置及び撤去一式（690 箇所）

(5) 予 定 価 格 10,450 千円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成 17 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、塗装業の許可を取得している建設業者であること。

(3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定による経営事項審査（以下「経営」という。）の総合評価値を有する者であること。

(4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所：奈良市財務部監理課

なお、設計図書は貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所入札室

平成 17年 8月 18日 午前 9時 30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 8月 16 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 8月 17日 午後 5 時までに入札参加申請者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

(平成 17年 8月 12日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 34号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成 9 年奈良市水道局管理規程第 4 号）において準用する奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43号。以下「奈良市契約規則」という。）第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 8月 1日

奈良市水道事業管理者
中 尾 一 郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内日笠町地内他 4 件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 場所

水道局 1 階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4 階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17 年 8 月 5 日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17 年 8 月 11 日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町 264 番地 1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742- 34- 5200(内線) 223

別表省略

(平成 17 年 8 月 1 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 13 号

平成 17 年 8 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。
平成 17 年 8 月 5 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日時

平成 17 年 8 月 9 日（火）午後 2 時から

2 場所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

1 教育長報告

- (1) 平成 17 年度 9 月補正予算要求について
- (2) 奈良市教育改革プログラム事業 平成 16 年度報告書について
- (3) 奈良市の特別支援教育の在り方について 中間まとめ及びリーフレット「LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの理解と支援」について

2 議事

- 議案第 19 号 奈良市公民館条例の一部改正について
- 議案第 20 号 奈良市北部会館条例の一部改正について
- 議案第 21 号 奈良市ならまちセンター条例の一部改正について
- 議案第 22 号 奈良市西部会館市民ホール条例の一部改正について
- 議案第 23 号 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例の一部改正について
- 議案第 24 号 奈良市文化財保存公開施設条例の一部改正について
- 議案第 25 号 奈良市体育施設条例の一部改正について
- 議案第 26 号 奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部改正について
- 議案第 27 号 奈良市青年の家交楽館条例の一部改正について

3 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
8 月～9 月

傍聴受付は、開催日の午後 1 時から午後 1 時 50 分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 17 年 8 月 5 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 20 号

奈良市農業委員会平成 17 年 8 月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32 年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 4 日

奈良市農業委員会

農地部会長 中 島 信 男
記

1 日時

平成 17 年 8 月 11 日（木）午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 中央棟 6 階 第 2 研修室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20 条に関する許可申請及び届出について

て

- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (5) 農地法第 25 条第 2 項の規定による通知の受理について（小作契約変更分）
- (6) 水田利用転換届出について（7 月専決処理分）
- (7) 知事許可について（7 月許可分）
- (8) 非農地証明について（7 月分）
(平成 17 年 8 月 4 日揭示済)

奈良市農業委員会告示第 21 号

奈良市農業委員会平成 17 年 8 月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和 32 年農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 8 月 12 日

奈良市農業委員会
農政部会長 木 本 馨
記

1 日時

平成 17 年 8 月 25 日（木）午前 9 時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第 22 会議室

3 議題

- (1) 「なら農業委員会だより第 40 号」の発行について
- (2) 農政部会の活動について
- (3) ならアグリ・ジャンプアップ活動の推進について
(平成 17 年 8 月 12 日揭示済)